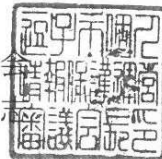




逗 個 情 運 発 第 7 号
2022 年（令和 4 年）8 月 9 日

逗子市長 桐ヶ谷 寛 様

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 安 達 和 夫



個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度に係る対応について（答申）

2022 年（令和 4 年）3 月 10 日付けで諮問のありましたこのことについて、逗子市個人情報保護条例第 28 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり答申します。

I はじめに

1 逗子市の個人情報保護制度について

本市は、平成3年12月に、「市民の基本的人権を擁護すること」を目的に掲げた個人情報保護条例を制定した。

この条例の制定にあたっては、5名の学識者からなる逗子市個人情報保護制度調査研究会に研究委託をし、その成果を踏まえて、15名の市民・学識者・市職員からなる逗子市個人情報保護制度推進懇話会で検討を加えた。本市にふさわしい個人情報保護制度に向けて議論を重ねた結果として同条例の制定に至ったものである。

以後30年余りにわたり同条例を運用してきたが、運用にあたっては、同条例により設置された逗子市個人情報保護運営審議会（以下「当審議会」という。）に対し個人情報の取扱いや制度の改善について積極的に諮問がなされ審議されてきた。その過程で施策の見直しや注意事項が指摘され、また、審議経過を公表することで個人情報に関する施策の透明性が担保されてきた。

2 令和3年個人情報保護法改正について

令和3年5月19日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「デジタル社会形成整備法」という。）が公布された。デジタル社会形成整備法第50条及び第51条により個人情報の保護に関する法律が改正され、同法第51条では、原則として国の行政機関に関する規定が地方公共団体の行政機関にも適用されることとされた（以下同法第51条に基づく改正を「改正法」という。）。地方公共団体は、改正法の施行日である令和5年4月1日までに改正法の趣旨に応じるために既存の個人情報保護条例の見直しをすることが求められている。

そこで、令和4年3月10日、逗子市長から当審議会に「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度に係る対応について」の諮問がされた。

Ⅱ 対応・方向性と答申

(凡例)

項 目	
<対応・方向性と答申>	
【対応・方向性】	市の対応方法、方向性として審議会に示した内容
【答申】	市の対応方法、方向性として審議会に示した内容に対する個人情報保護運営審議会の意見

1 改正法において、条例で定める必要があるとされている事項について

項 目	(1)手数料について
<対応・方向性と答申>	
【対応・方向性】	従来通り手数料は徴収せず、実費のみ徴収する。
【答申】	開示に係る手数料について、現行条例では、保有個人情報の開示請求等の権利を保障することにより公正で民主的な市政の実現と市民生活の向上を図り、もって市民の基本的人権を擁護することを目的とすることに鑑み無料としており、こうした経緯を踏まえると、法改正後もこれを継続することが適当である。

2 改正法において、条例で定めることができるとされている事項及び条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項について

項 目	(1) 条例要配慮個人情報に関する事項について
＜対応・方向性と答申＞	
【対応・方向性】 地域の特性その他の事情から追加する条例要配慮個人情報は現時点では想定されない。	
【答申】 現状において、条例要配慮個人情報を規定しないことは適切と考えられるが、本市における新たな施策や社会状況の変化により、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じることのないよう情報収集や把握に遺漏のないよう努め、今後の課題として検討していくことが必要である。	

項 目	(2)個人情報事務登録簿の作成、公表に係る事項について
＜対応・方向性と答申＞	
【対応・方向性】 個人情報事務登録簿については、従来通り作成、公表する。	
【答申】 現行条例では、個人情報事務登録簿について、市民等が自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自分の情報に関与することができるように、実施機関に対し備え付けなければならないこととしている。法改正後は、「個人情報ファイル簿」の作成、公表が義務付けられることとなるが、個人情報ファイル簿では、対象が 1,000 人に満たないファイルは作成対象外となること等から、すべての個人情報について作成される訳ではないので、従来どおり個人情報事務登録簿の作成等を義務付けることは適当である。	

項 目	(3) 審議会への諮問について
＜対応・方向性と答申＞	
【対応・方向性】 現行条例では、要配慮個人情報の取扱い、本人以外の者からの個人情報の収集、個人情報の目的外利用・提供等にあたり、審議会への諮問を必要としている。 これに対して改正法に関するガイドライン¹、QA 集²では、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないとしているが、地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる旨改正法第 129 条で規定されており、今後も必要に応じて審議会から意見を聞き、審議会の機能を担保する。	
【答申】 改正法及びガイドライン、事務対応ガイド³の下では、審議会が審議すべき場合を制限的に規定しているため、審議会に諮問できる事項が限定されてしまうのではないかというおそれがあり、これまでの運用を維持することができるか危惧されるところもある。 しかしながらガイドラインのうち、地方公共団体に関する部分は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に定める技術的助言であり、よって、改正法の諸規定と、改正法第 5 条に定める地方公共団体の責務に照らして、審議会に諮る必要がある場合は、改正法第 129 条により諮問することができる旨や必要に応じて審議会に対して報告すること、又は意見を求めることができるよう条例に規定し、実施機関が積極的に審議会を活用することができるような運用をすることが適当である。 例えば、高齢化社会を迎え、本市としても市民の健康維持のための政策をとることが必要となる中、地域の実情に適した医療情報の取扱いの在り方について個人情報保護の観点から当審議会において議論することはますます必要になると思われる。	

¹ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関編）個人情報保護委員会発出

² 個人情報の保護に関する法律についての Q & A（行政機関編）個人情報保護委員会発出

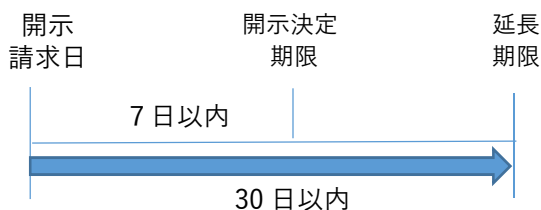
³ 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関編）個人情報保護委員会発出

項 目	(4) 本人開示等請求における不開示情報の範囲について
＜対応・方向性と答申＞	
【対応・方向性】 改正法と逗子市情報公開条例との対比の結果、不開示理由が明確に合致していなくても、解釈にて対応可能であるため、情報公開条例との整合性を確保するため不開示とすることがあるものとして条例で定める必要があるものはない。	
【答申】 改正法と逗子市情報公開条例との対比の結果、不開示理由の表現が明確に合致していなくても、解釈にて対応が可能であるため、条例で定める必要がある不開示情報はないということは適当である。	

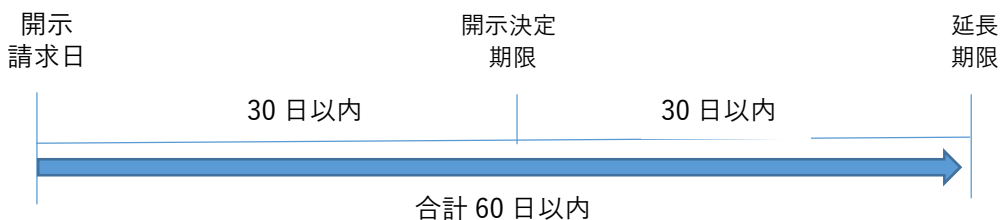
項 目	(5)任意代理人による請求に際し、必要に応じて本人に対して確認書を送付し、その返信をもって本人の意思を確認する手続きを定める規定について
<対応・方向性と答申>	
【対応・方向性】 事務対応ガイドに示された方法に基づき対応することで、請求者の権利利益の侵害を防止するための適正な対応が可能であり条例には記載しない。	
【答申】 事務対応ガイドに示された方法に基づいて対応することで、請求者の権利利益の侵害を防止するための適正な対応が可能であり条例には記載しないことは適当であるが、具体的な対応方法については、規則等で定めておき、対応に遺漏のないようにされたい。	

項 目	(6)開示決定の期限について、改正法の規定よりも短い期限に設定することができる旨の規定について
<対応・方向性と答申>	
【対応・方向性】 現行の「請求があった日から起算して7日以内」と同様の期限を維持する。また、延長についても、現行の「請求があった日から起算して30日を超えない範囲」と同様の期限を維持する。	
【答申】 改正法では、期限については、開示請求があった日から30日以内とし、延長については30日以内に限り可能としている（合計60日）。期限を改正法に合わせて延ばすことは、制度の後退と考えられるため、現行の期限を維持することは適当である。	

【現行：個人情報保護条例】



【改正法】



項 目	(7)訂正決定等の期限に関する規定及び保有個人情報の開示を訂正請求の要件としないことについて
＜対応・方向性と答申＞	
【対応・方向性】 訂正決定等を行う期限については、現行の「請求があった日から起算して15日以内」と同様の期限とする。やむを得ず期限の延長をする場合も、現行の「請求があった日から起算して45日を超えない範囲」と同様の期限を維持し、期限の延長に対する請求者の同意を要しないこととする。 また、訂正請求については、現行どおり自己情報開示を要件としないこととする。	
【答申】 期限については、開示決定と同様に改正法に合わせて延ばすことが制度の後退となると考えられるため、現行の期限を維持すること及び請求者の同意を要しないことは適当である。また、訂正請求に自己情報開示を要件とすることは、その必要性が乏しいことから要件としないことは適当である。	

項 目	(8)個人情報保護委員（救済機関）の設置について
＜対応・方向性と答申＞	
【対応・方向性】 現行の救済機関を維持し、簡易迅速な救済措置を実施する。	
【答申】 現行の救済機関については、公正かつ簡易迅速な救済を図ることを目的に、独任制の救済機関として個人情報保護委員を設置し、請求者から直接に不服の申出を受けてその救済に当たらせるものであり逗子市独特の制度である。また、本制度では、開示等に対する苦情相談も受けており、それにより不服の申出に至る案件が、長年に渡りほとんど発生していないことから、有効な制度であると考え。よって当該制度を存続することは適当である。	

3 附帯意見

以下については諮問事項ではないが、審議会において重要事項と考えられるため意見する。

- ・新たに作成される条例には、改正法の施行に必要な事項だけではなく、逗子市独自の個人情報保護施策についても記載されることから、名称については、個人情報保護法施行条例とするべきではない。
- ・現行条例の目的規定の条文は、新たに作成される条例においても、現行の理念を維持するため、できるだけ生かすべきである。
- ・出資団体等に対しては、一般の法人と比較して、出資その他財政上の援助の公共性に鑑み、それに即した指導をする必要がある。
- ・事業者に対する指導及び勧告については、強制力を伴わないものであることから、条例に記載することが可能であり規定する必要がある。
- ・条例は、できるだけ市民が利用しやすいように規定を整備する必要があり、法律を参照しなくても理解可能な表現方法とするべきである。

Ⅲ 結び

改正法に関する国の所管機関は個人情報保護委員会とされ、同委員会は、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和４年１月（令和４年４月一部改正））」を公表している。

また、改正法第５条には、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適切な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」と規定されており、地方公共団体が区域の特性に応じて個人情報保護の施策を策定、実施する責務を負うことを明らかにしている。

改正法は、地方公共団体における個人情報の利活用の推進とともに、地方公共団体の個人情報保護の水準の向上を目指すものである。

法改正に対応することにより本市の個人情報保護のレベルを後退させてはならないことは当然であり、本市の機関は、住民らの個人情報保護に責任を持つ立場であることを自覚し、自立的、主体的に個人情報保護に努めるべきである。